

平成 28 年度 第 3 回 美しい県土づくり推進委員会

- 要 旨 -

日 時：平成 29 年 2 月 1 日（水） 14:00: ~ 16:00

場 所：山梨県庁 防災新館 302 会議室

委 員：（敬称略。50 音順。）

出席

山梨大学大学院教授	大山 勲
色彩計画家	加藤 幸枝
山梨大学地域未来創造センター長	北村 眞一（委員長）

事務局

県土整備部技監	水上 文明
県土整備部県土整備総務課景観づくり推進室長	長田 泉
同室長補佐	渡辺 一秀
同室長補佐	深澤 修一
同副主幹	新藤 祐一
同主事	志村 佳祐
同技師	中村 隆之
同技師	金山 雄一郎

次第：

- 1．開会
- 2．あいさつ
- 3．議事
 - （1）平成 28 年度の推進委員会及び推進会議の活動報告について
 - （2）平成 29 年度活動予定について
 - （3）第 6 回美しい県土づくり大賞について（おしゃれな広告物賞の名称変更等）
 - （4）山梨県公共事業景観形成ガイドラインについて

議事要旨

- （1）平成 28 年度の推進委員会及び推進会議の活動報告について
資料 1 - 1、資料 1 - 2、資料 1 - 3、資料 1 - 4、資料 1 - 5 を事務局が説明。
特に意見無し。

(2) 平成 29 年度活動予定について

資料 2 について、事務局が説明。

委員：

来年度の推進大会については、アンケート等の結果を踏まえて内容を調整していくことが考えられるのか。

委員：

推進大会のプログラムということでよいか。

事務局：

今回のアンケートは、推進会議メンバーがどういった団体と交流したいのかについて聞きたいところであり、推進大会のことも聞いているところだが、反映できるところはしていきたいという考え。そこまでのアンケート結果が得られるかが問題。

委員：

アンケートの内容をどういう風にくみ取っていくかはある程度見越せるとよいね。

委員：

(アンケート内容の)Q . 7 で何かでてくればということね。

事務局：

アンケートで想定しているのが、ひとつは推進会議というものを再認識してもらうことが目的。その中からニーズをくみ上げてテーマ別の交流会が開ければよい。もうひとつは、それぞれの活動を県のホームページで公表して、お互いの情報交換に役に立てていただくことが目的。

委員：

大賞の選考は現地を見るとのことなので、数にもよるがある程度事務局で選考して、現地にいければよい。

(3) 第 6 回美しい県土づくり大賞について

資料 3 - 1、3 - 2 について、事務局が説明。

委員：

応募用紙のところの追加の項目に、年間の活動日数や回数を追加した方がよいのでは。活動賞なので年間何回活動しているのかも分かった方がよい。

事務所：

追加する。

委員：

(おしゃれな広告物賞の)名称はどうか。「おしゃれな」を入れたことにより、誤解をまねくような作品が出てきたので、「おしゃれな」を取ると事務局案 1 , 2 , 3 はどうか。

委員：

行政、屋外広告物の資料を出している団体・国交省などでは、最近、「広告景観」を使

っている。浸透してきているので、例えば「広告景観」と「活動景観」と両方変えるのもいいのでは。

委員：

「広告景観」はよい。「活動景観」という言い方はしているのか。

委員：

(活動景観は)出てない。片方だけ景観がついていてバランスが悪いかと。

委員：

「景観活動」はどうか。

委員：

それはじっくりくる。

委員：

「景観活動賞」と「広告景観賞」はどうか。

委員：

バランス的によい。

委員：

「景観活動」はいいかなと思う。「広告物賞」だと味気ない。「広告物景観賞」も変。「美しい県土づくり大賞」という大きな枠があって、その下に「景観活動賞」、「広告景観賞」とつく。賞、賞となっている。他の例を見ると部門と言っているところもある。続いても誤解が無いようにしておけばよい。

委員：

入れるなら両方に景観を入れて、「景観活動賞」と「広告景観賞」とした方がよい。

委員：

「景観活動賞」は馴染む。「広告景観」が世間的に言いやすい。

委員：

「景観活動賞」と「広告景観賞」でいくこととする。資料3-2の案、地域の景観を良くするとし、いままでは配慮というすこし弱い言い方だったので、積極的に良くしているという意味合いにして表現を強くしている。(賞の種類の中で)「大賞は該当のない場合もあります」とあるが、この大賞は美しい県土づくり大賞のことか。

事務局：

美しい県土づくり大賞の活動賞と広告物賞にあたる。内容が分かりにくいので、わかりやすい表現で記載する。

委員：

奨励賞はどのような枠組みか？

事務局：

選考の時は、活動賞・広告物賞とそれぞれ奨励賞を選んでいるが、表彰の時には美しい県土づくり大賞奨励賞として表彰を行っている。

委員：

(応募用紙の)代表的写真を、今年度については事務局で取り直したりしていた。来年

度からは周り・全体が映っているような写真、そこからの広告物の写真を事前に手戻りが無いように、取ってもらうため記載例を作ってみてはどうか。

委員：

活動賞については、いままでは市町村の方々が作っていたが、これからは住民団体の方が作るとなると、例があったほうがよい。記入欄が足りない場合や、別紙を用いて記載する等、過去の例を参考に記載例を提示する必要がある。

委員：

多くの団体が、マップや新聞、活動の紙物を出している。一から書いていくことも大変なので、成果物を添付していただくのもよいのではないか。

事務局：

応募用紙の見直しや記載例の作成をして募集をしていく。

(4) 山梨県公共事業景観形成ガイドラインについて

資料4 - 1、4 - 2について、事務局が説明。

委員：

この骨子(案)の項目が全てでは無く、ガイドライン作成を進めていく中で項目や内容が加わってくるということだと思われるが、現時点での意見はどうか。

委員：

今回作成するのはマニュアルではなくガイドライン。ガイドラインの目的にその意味が解るように書いた方がよい。公共事業の景観設計にはマニュアルは馴染まない。職員は書いてあるとその通りやれば良いと考えてしまうが、公共事業は場所の特性に応じて個別にデザインする一品生産である。そこで、考え方や視点を学んでもらうことが大切である。そういった文をガイドラインの目的の三行目の改行の前に入れた方がよいと思う。昔はみんなマニュアルを求めていて、マニュアルに書いてあればそのとおりしなければならぬと考えるところがあった。

委員：

基準、マニュアル、ガイドラインとあるが、微妙に役割が違う。基準は守らなきゃならないもの、ガイドラインは考え方を示すもの、マニュアルはその中間。はっきりと違いを分けられない部分もあるが、ガイドラインの趣旨をしっかりと書いていく、考え方を基本にしてくださいということ。

委員：

全ての公共施設に共通する答えは無い。個々に考えることが大切。

委員：

第2章. 1の中に色彩の話が書いてあるが、ここ書くのはいささか唐突で、第4章で色彩について書くのであれば、そこであり方や基本的な考え方を書いていく方が自然だと思う。これだと色をこういう風にしなければいけないのかとインプットされている。あくまでもこれが基本で例外があるということ踏まえていると思うが、気になるとこ

ろ。

また、第2章の4と5について、今の行政のシステムの中で各関係課が連携を取ってやっていくというのは、理念としては必要だが、非常にハードルが高いと思う。国交省の方で公共工事のプロポーザル、つまり事業者選定、いいデザイン案では無く、ふさわしい業者、設計者を選定するシステムを推奨していて、それも確かガイドラインで一昨年くらいにだしていたと思う。民間をちゃんと活用してその地域を読み取ってふさわしい設計をする、それを国交省も推奨していて、ガイドラインで考え方をまとめ、職員の技術や意識を向上すると同時にそれが実現する業務の発注のシステムも検討していかないと、なかなか実効性が確保できない。お金が安いところが入札してなにも実現できませんということがある。もちろん全ての業務でプロポーザルが必要と言うことでは無いが、そういった仕分けもこのガイドライン作成の中でしていければ良いと思う。なぜこういうことを言うかということ、公共工事の場合、発注のシステムで障害が起こることがある。今まではコンペという良い案を審査員等が選んで、それをやると箱物でお金が掛かりすぎてるといったことがあったのが、プロポーザルだと案ではなくあくまで業者の選定なので評価の項目が多岐にわたる。予算など。今、市町村だと事業者選定方法がどんどん変わってきていて、私も府中市でその仕組みづくりに携わった。行政がどのようにプロポーザルの仕組みなどの、発注方法を変えていけば良いか国交省で指導しているので、そういったことも場合によっては必要。なぜそういうことを思うかということ、この公共施設は脇役ではいいけれども、この公共施設は地域のシンボルとなる、そういった判断は総合的なものになると思う。予算、場所、施設の目的もある。そういったことをガイドラインだけでやっていくのは限界があると思う。例えば港区はあらゆるものをプロポーザルにするということが庁内で謳われていて、例えば屋外広告物のガイドライン、パンフレットをつくるのも入札では無くプロポーザル。仕様書もすごく細かいものが公表されていてそれで見積りと共に事業計画を出すという形になっていて、面接等で事業者が選定されるということになっていたりもする。

委員：

発注のシステムが、そういう景観とかを考慮する段階で問題があればそういうものをなくすのが大事。単なる入札ではなかなか景観に優れたもの、景観に優れたデザインの事業者を選ぶことが出来ない。

委員：

ここで職員の人がいくらがんばっても、次の壁がある。

委員：

ガイドラインの限界もある。

委員：

事業者の選定は5までいけるのか1でひどいのができるのか。市町村の例でプロポーザルを使ったにも係わらず酷い事業者を選定して酷いものをつくってしまった例もある。このガイドラインで職員がプロポーザルをしてもちゃんと目利きをできるようになることが大切。プロポーザルの仕組み作りや、部署間での情報共有が重要だ。これは個人が

やるとすごい負担になってしまう。これの仕組み作り。県庁全体で基本的にやってもらう取り組みなので、そういうものが何か章になるのかなという、後ろの方かもしれないけれども。これらを支える庁内の仕組みだとかこういうことが必要だということをごここで謳って、その後の庁内の他の部署での共有というか、景観づくり推進室でつくってしまえばよいのかもしれない。合意がとれたのでつくりましたでよいのではないか。記載する位置、場所はどうか。

事務局：

資料編とかの紹介で、こんな事例がありますとか、プロポーザルの課題を記載したりとか判定基準をこうしたとか紹介するのもありかなと考えています。

委員：

仕組みとしてね。

委員：

やはりこれはこれで、必要だと思いますし、理念として言わなければいけないことはこれで間違っていないし、必要だと思う。それが実現に向けてということもセットで整理をしていく方がいいかなと思う。

委員：

難しい。「山梨を実感できる風景は、美しい山並みであり、田園風景です。」と決められると、主役がないものはなになか。そうであれば書き方は簡単だけど、そうでないと書き方は難しい。今度、作るものが主役かもしれない。何を主役に考えたらいいか。主役をどこに据えたらいいか。まあ、そういうときは考え方を変えなければいけない。一応、議論は全部について議論するのかな？道路とか河川とかそれぞれ個別に。

事務局：

次は、道路、河川等一通り説明させて頂いて、一括で審議頂きたい。

委員：

道路と河川と書き方が全然違う。治山も、公園も、全部書き方が違う。それぞれにこんな書き方が違うと感じた。もうちょっと統一した表現にしたなら第2章が共通項目かという、「地域性を」と書いてあるものもあれば「地域の特性を活用すること」と書いてあるものもある。「景観の成り立ちを読むこと」と書いてあるなど。それから、「地域の景観と調和」と書いてあったり、項目の順番とか書き方が違うので、それぞれの基としたマニュアルの原稿をみると違うので、全体を見直した方がいいと思う。基が全然違うんだよね。国交省とかそれぞれ部所ごとに違うものをつくっている。合わせると、ちぐはぐになってしまう。川は川の特性をベースにしているので、全くちがう別物になってしまう。

委員：

理想的には、1ページにまちの風景みたいなものがあって、市街地もあって、山もあって、川もあって、ここは河川で、道路でと、俯瞰して公共施設を見ているというところがあって、基本の考え方としては、共通項目があって個別編に入っていくという、これを全部含めて山梨県土らしさを関係各所が協力して景観形成努めましょうという、ビ

ジュアルがあると入りやすい。河川など別れていると担当の人はいきなりそこを見てしまうと思うので。

委員：

地域の特性を活用するというのは、こっちではしなくていいのかということになってしまう。

委員：

こうしてみると確かにその通り。現場では道路なら道路。その時河川なんかは見ない。共通項目を見てくれるかというと見てくれないかもしれない。しつこいが、道路だけで完結して、ここだけ見て分かるようにしておかないといけない。共通項目のところ、それぞれ重複していることが出てくるかもしれないし、そっちの方が使ってもらえるといいのかなと思う。最初、説明のあったできるだけ分かりやすくといったことで、まずヒエラルキーというか、大事なことがあって、次にだんだん細かくなっていくという構成で、本当にこれが大事なことで、これが詳細なことかというとならして、全部出してみ、組み合わせで並べ替えて見ていかないと、今の段階で判断は難しい。

委員：

河川と道路は機能も違う。そこで、山梨県としてこういうところに配慮して道作りをしていきたいとか、河川は自然のものだから構造物はそれに合わせた形で作らざるを得ない。道路は本当につくる。ゼロからつくる。だから、訴訟で負ける。河川はなかなか予測できない部分が起ってきってしまう。その作り方でだいぶ違って、自然系の河川、砂防、治山は自然災害と対峙しなければならないし、道路の場合は自然災害もあるけど、どちらかというとな人間が中心となってしまう。改めて言うと大変難しい。公共建築物の場合は見え方から入っているし、地域の特性というものはどう扱ったらよいか。建築の場合は建築家から自分で色々なものを考えてやるから、書くとまた難しい。構想段階から施行段階まで書くととなると分厚いものになる。

事務局：

ガイドライン全体のボリュームについてはあまり想像がつかない。

委員：

公共建築でも庁舎と公営住宅と集会施設みたいなものを比較したときに、構想、設計、施工、維持管理段階全てにおいて全部違ってきってしまう。この中で相当な仕分けがあるということを考えてしまう。

委員：

景観的視点から留意して頂く事項だけ書いておくのがいいのかもしれない。あまり細かく具体的に書くとこうでなければならぬと・・・難しい。

事務局：

骨子と言いながら、自分たちが考えている方向性が見当違いだとまずい、ということもあるだけなのかなと。場合によっては、この構成も、実際の作り込みの中でそっくり代ってしまうということも仕方が無いこと。これは公表するものではない。

委員：

こういうことを書きたい。こういうことを書いてあったほうがいい。項目を挙げて、マニュアルにどう入れたらいいかをその先に考えていったらいい。

委員：

まずは、実際の現場で間違いやすいこととか、こういうことを書いていったらいいこととかを出していき、並び替えて優劣を付けていく作業をしていく必要がある。

委員：

これに関して、ワーキングの方で、他の例えば、参考にしている他県や他都市の公共事業のガイドラインを参照にしているのか。

事務局：

道路については、国交省の道路デザイン。河川は河川局からでているものを参考にしている。その他に関しても国から出ているものを参考にしている。

委員：

末尾にある構想計画等はそれらのもので網羅できる形になっていると思う。例えば、静岡県の富士の国のガイドラインは、あくまでデザインに絞っている。項目毎にこれらを参照にして下さいとリンクが張られている。使えるベースとなるものはそれでいいのではないのか。あくまでもデザインでなにを留意していかなければならないのか、いままでやってこなかった、なかったものの観点に絞っている。景観形成と言ったときに何が一番必要かどうか、どのように絞り込みをすればいいのか1回骨子の段階で整理をしたほうがいい。

委員：

それぞれが違う特性を持っているので、特性から入っていく。川であれば水の流れの自然の特徴を活かさなければ何をつくっても壊れてしまう。川はまずは自然。生態系とか地形とか、いまどうしてそうなっているのか。コンクリートでどんどんつくってしまっていることもある。それぞれ、各省庁で出しているマニュアルをどううまく取り込んでいくのか。取り込んでいかなければいけない景観的な視点だけを書いていくほうがいい。公園だけ見ても大変。中部地勢が作ったマニュアルはこのぐらいの厚さ。道路を塗ったときは、右折レーンは青く塗る。いままでは白線2本だった。直線は赤。歩道は緑。自動車道は青。安全を考えるとレーン毎に色を変えなければいけないのか。どうなのかという話もある。いろいろあるが、ガードレールも直してもここまでは茶色、ここからは白になってしまう。マニュアルや考え方は分かるが現場は難しい。マニュアルの書き方の答えはない。

委員：

(第3章の)2, 3, 4, 5, 6の部分は事例集にしていくのか。

事務局：

はい。

委員：

道路や河川も既存のマニュアルはあるので参照として、県内県外の事例を、現場でどう考えているのか、例を中心にしていく。

事務局：

資料編と仮に書いているが、事例の量によりそれぞれの工種にぶらさげるのがわかりやすいのか量によって考えようとしている。

委員：

ダムとか太陽光発電のデザインをどう考えていくとかは、アセスメントがある。アセスメントがあるもの、送電線鉄塔とかはそっちに任せる。こっちで扱うものだけでいいのでは。

委員：

繰り返しになるが、ガイドラインの必要性と目的で言っていることを、まずは意識して補完するもの、いままでなかったものを取りまとめていくのがいいと思う。既にあるものベースのものは資料としていく。一番大切なのは、関係各所が要所をみながら広域的に捉えて整備をしていくこと、全体の関係性、連携の図り方に特化したものを作ってもいいのでは。

委員：

最初にもどるが、(第2章の)1は、今まであまり考えなかった。目立たせないようにしようという考えが今までなかった。(第2章の2)経済性、安全性の理由が重要視されて景観はむり。(第2章の3)全部設計が終わってから色はどうしますか。設計構想のときから考えていない。(第2章の4)ほかのいろいろな部署との関連するところと連携はとられていない。(第2章の5)地域との連携。いいチャンスなのに活かせていない。大きく5つが本当にいいたいこと。この他にいいたいことがあれば委員の皆さんに入れてもらう。

委員：

ひとつひとつこれを考えましょうというマニュアルになるように感じる。

委員：

それで、結局これを道路に対して、支障になる場合、ならない場合、目立たせない場合、目立たせる場合、一体どういうことをすればいいのか、安全性・経済性については、それはもちろんなんだけどそれにプラス景観をどういう設計になるのが少しずつ出てくるという感じ。それが一番言いたいところ。その項目については、ちゃんと押さえておく必要がある。そう考えたときに道路、河川など中身になると、第2章の1～5で書いたところの内容が実は書いていない。これだと多分伝わらない。

委員：

このような業務を発注するコンサルさんというのは、どういうところになるのか？土木設計をやるようなところになるのか？

事務局：

そうです。

委員：

建設コンサルタントでしょう。

委員：

発注するんですね。

委員：

建設コンサルタントじゃないとできないと思われる。

委員：

良いコンサルにやってもらわないとなかなか難しい。

委員：

こういうものを手掛けた経験がないところは厳しいかもしれない。道路が強いところ、河川が強いところあるから。河川やって公園やっても建築だけは違う。色んなケースを建物の場合とかだけじゃなくて留意してほしいところをそういうような方向性で書いていく。ただ、要するにこういう風に全部書き込むとすごい量になる。

例えば、法面工とかあるじゃないですかね。道路に出てきて、河川に出てきて、砂防に出てきて、公園にも出てくる。法面は法面でいっぱい出てくるんですよ。それをそれぞれ違うように書くか、同じように書くか。

事務局：

やはり、その目的で工種が例としてなるべくわかりやすいようにそれぞれの工種ごとにぶら下げて出していこう、施設ごとにだしていこうと思っているんですが、共通するものは共通するもので前段に載せても良いものは、前段に載せるというやり方で良いのかなと思います。

委員：

確かに難しいですよ。法面一つとってみても法面の条件がみんなちょっとずつ違って、同じ法面でも違う。

委員：

最初は施設ごとじゃなくて、構造物ルールで作ろうとした。ただ、そうすると結局法面しか見ないことになる。そうすると限りなくマニュアルに近くなっていく。そうなるとうっかり施設ごとということになる。そもそも法面にするか、橋梁にするかという選択肢がある中で、法面っていう項目を作ってしまうと法面が良いということになってしまう。

委員：

切り盛りで法面を失くすという発想がなくなるわけですね。これは難しいですね。道路でも街並みと一体化した道路などもあるじゃないですか。

委員：

そうするとやっぱり設置施設別の方が良いということですよ。

委員：

こういう空間はどうするという風に考える必要がある。道路で街の中の道路と郊外の道路と、いろいろケースによって違ってくる。普通のなんでもないところをやるっていてもなかなかイメージが湧かない。これは難しいな。

事務局：

このあと、工種ごとのポイントだけご説明をし、そしてまた全体のアドバイスをいた

だこうかと思っていたのですが、

委員：

大体もう読んで理解できたので説明はいらない。

事務局：

わかりました。

委員：

最後の整理表のところも含めて全体の話をお願いしますか。

委員：

やっぱり最初の基本姿勢の 5 つと照らし合わせるとやっぱり網羅していないと思いますね。河川の方はそもそもこの項目立てで良いのか。システムを支えるというのはわかるが、景観的に具体的にはどうか、ちょっとイメージしにくい。こういう項目の出し方が良いのかちょっと難しい。

事務局：

むしろ、このまとめ方は共通で行っていることはそれぞれ避けるように独自の項目にしぼるような書き方を心がけている。

委員：

そうしないほうがよい。

委員：

別に共通事項に書いてあることは、道路の場合はこうで河川の場合はこうということでもとめた方がよい。河川独自特性については別のものを見てもらうようにした方がよいのかなと思う。

委員：

または、道路・河川の下ですぐに分かれるのかもしれない。都市道路とか農山村道路とか、河川でも全然大きさが違う。

委員：

だいが別れちゃう。

委員：

共通点はだいが出してみても、やっぱり並べ替えるようにしていく。

事務局：

そうするともう少し先まで作り込みをしていく中で、またそれを再構成もありの中で、もう少し進めてみないとほんとにもいえないということ、現時点では。

委員：

ただ、そうやって進めていってもその目的とか意図がはっきりしていないところは駄目、ここは駄目みたいなことになりかねないので、やっぱり室としてこのガイドラインをどう位置付けて、どう運用していくか、これで補完できないところは、これでカバーしていく。そういう骨格をしっかり作って、まとめていけば、それに対しては適切だとか、適切でないとか審議しやすいと思うが、今はまだ全て盛り込むような状況なので、そうするとこれはいらいないんじゃないかという状況になってしまうので、その骨格

づくりをもうちょっとワーキングの方でしっかり練っていただくのが良いかなと思う。

委員：

お二人の委員の先生がおしゃったようにもう少し練り直していただいた方がよいと思う。とても難しい内容なので、これまでも大量にマニュアルは出ているし、ここで本当に何がやりたいか整理して、うまく作れていければとよい。

委員：

県の景観形成計画とかあると思うが、これは景観審議会にまたくということか。そうだと、これは景観審議会ですべき仕事のような気もしてきたが。

委員：

景観審議会は各会から出ている、専門家は石井さんしかいない。

委員：

向こうは承認機関。

委員：

向こうは何か変わったことがあったら承認してもらう機関。ここで作ったものを向こうで承認してもらうことになる。委員会は専門家が集まっているプロジェクト型の委員会なのだから、作るのであれば委員会の方が良い。

委員：

いえ、ちょっと心配になったので。ここで一生懸命やって景観審議会ですぐダメといわれたらと。

事務局：

景観審議会は説明をし、承知してもらう組織なので、あまり問題ないと思うが、委員長の石井先生には事前に説明していく。

議事 終了

事務局：

議事終わりました、その他何かありましたら。

委員：

一つだけ、一番最初の話に戻ってしまうんですけど、地域景観リーダー育成研修修了者には修了証を差し上げて、その方々をどう活用していくのかを考える必要がある。推進大会にも係る話でしょうし、どんどん色々な場に出させていただくとか、次に講師になっていただくとか、そういう流れを作っていただければと思う。

事務局：

一応、今考えている件がありまして。要はリーダー研修修了者のみの研究会の様なものを作ろうと考えておりまして、研修に参加していただいている殆どが推進会議のメン

バーですので、美まち、自然色研究会について並行した第三の組織が作れるのではないかと考えている。親睦会というわけではないが、それぞれの組織が連携できる場を考えているところ。

委員：

それはよい。

委員：

研究会をやるときに、加藤先生に来てもらって30分程度話題提供くらいで色彩の勉強をしてそれをネタにして話をするのは面白い。

委員：

西村さんもいますし。

委員：

講演をしていただくのも良いですし、それをやることでこちらも事例を集めることができますし。

委員：

河口浅間まちづくりの会に押しかけていくなか、色々やると面白い。

事務局：

ありがとうございます。

事務局により閉会